

◆◆市役所代表番号◆◆

☎ 58-2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52-3141)にかけてもつながりますが、
谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話
交換室につながり、その後各課に転送されます。)

女性の人权ホットライン強化週間

人はみな人権があります。そ

れぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。

しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発

無料相談

特設人权相談所

家庭内の問題、いじめ、同和問題、セクハラ、近隣関係、相続など、心配ごとや困っていることがありますましたら、お気軽にご相談ください。

プライバシーは厳守されます。

▼日時 12月5日(火) 午前10時～午後3時

▼会場 谷和原保健福祉センター

問 市伊奈庁舎社会福祉課

☎ 58-2111 (内線1153、1154)

労働力調査のお知らせです

「労働力調査」は、法律で定められた統計調査で、我が国の就業の状況を調べる調査です。

この度、市内において労働力調査が実施されます。知事から委嘱された調査員が、調査対象地区内の各世帯に名簿づくりのためにお伺いします。この名簿をもとに調査世帯を選ばせて

11個人事業税の納税は1月30日までに

個人で事業を行っている方に

納税していただく個人事業税(第2期分)の納期限は11月30

・ファミリー日誌 (B5版)
＝1400円

・新農家曆 (A5版)
＝360円

※この価格は予約価格なので、通常価格とは異なります。

▼申込期限 11月15日(水)

申問 市伊奈庁舎企画政策課

☎ 58-2111 (内線1241)

問 県企画部統計課
☎ 029-301-2649

茨城最低賃金が改定になりました

茨城労働局では、県下の全産業、全労働者に適用される茨城県最低賃金を時間額655円(引上げ額4円)に改定しました。この最低賃金は、労働者と労働者の双方が合意した上で、あつても、最低賃金未満の賃金は無効とされ、最低賃金と同額の契約をしたものとみなされます。

茨城労働局では、県下の全産業、全労働者に適用される茨城県最低賃金を時間額655円(引上げ額4円)に改定しました。この最低賃金は、労働者と労働者の双方が合意した上で、あつても、最低賃金未満の賃

金は無効とされ、最低賃金と同額の契約をしたものとみなされます。

茨城労働局では、県下の全産業、全労働者に適用される茨城県最低賃金を時間額655円(引上げ額4円)に改定しました。この最低賃金は、労働者と労働者の双方が合意した上で、あつても、最低賃金未満の賃

金は無効とされ、最低賃金と同額の契約をしたものとみなされます。

茨城労働局では、県下の全産業、全労働者に適用される茨城県最低賃金を時間額655円(引上げ額4円)に改定しました。この最低賃金は、労働者と労働者の双方が合意した上で、あつても、最低賃金未満の賃

金は無効とされ、最低賃金と同額の契約をしたものとみなされます。

茨城労働局では、県下の全産業、全労働者に適用される茨城県最低賃金を時間額655円(引上げ額4円)に改定しました。この最低賃金は、労働者と労働者の双方が合意した上で、あつても、最低賃金未満の賃

金は無効とされ、最低賃金と同額の契約をしたものとみなされます。

茨城労働局では、県下の全産業、全労働者に適用される茨城県最低賃金を時間額655円(引上げ額4円)に改定しました。この最低賃金は、労働者と労働者の双方が合意した上で、あつても、最低賃金未満の賃

金は無効とされ、最低賃金と同額の契約をしたものとみなされます。

茨城労働局では、県下の全産業、全労働者に適用される茨城県最低賃金を時間額655円(引上げ額4円)に改定しました。この最低賃金は、労働者と労働者の双方が合意した上で、あつても、最低賃金未満の賃

金は無効とされ、最低賃金と同額の契約をしたものとみなされます。

問 県企画部統計課
☎ 029-301-2649

建退共制度 知っていますか

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国がつくった退職金制度です。

▼加入できる事業主 建設業を営む方

▼対象となる労働者 建設業の現場で働く方

▼掛金 日額310円

・国との制度なので、安全、確実、申込手続きは簡単です。

・経営事項審査で加点評価の対象となります。

・掛金の一部を国が助成します。

・掛金は事業主負担となります。

・法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

・事業主が変わつても、退職金は企業間を通算して計算され

ります。

問 土浦県税事務所収税第一課
☎ 029-822-7205

りの金融機関(銀行・郵便局・信用組合など)で納期限までに必ず納税してください。

問 建設業退職金共済事業本部
茨城支部
☎ 029-221-5126